岐阜市福障号外

令和２年２月２７日

指定障害福祉サービス事業所等　運営法人代表者様

指定障害児通所支援事業所等　運営法人代表者様

　 　　　　　　 岐阜市福祉部障がい福祉課長

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染者が

発生した場合の報告等について

　日ごろは、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の報告等につきましては、下記のとおりご対応をお願いします。

**＜岐阜市等への報告事項について＞**

○事業所等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、「指定障害福祉サービス等及び岐阜市地域生活支援事業等における事故・事件発生時の報告取扱い基準」に基づき、第一報として速やかに岐阜市へ電話又はＦＡＸ等で報告するとともに、「事故・事件報告書（事業者→岐阜市）」を作成し、ご提出ください。

※感染者の支給決定市町村が岐阜市以外である場合には、当該市町村に対しても報告をお願いします。

○「事故・事件報告書（事業者→岐阜市）」提出以降は、事業所等は最新事項を岐阜市へ毎日状況報告をお願いします。

**＜その他の事項について＞**

○新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談窓口について

　以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに電話でご相談ください。

　・風邪の症状や３７．５度以上の発熱が４日以上続く方

　・強いだるさ（倦怠感）や」息苦しさ（呼吸困難）がある方

　以下のような方は重症化しやすいため、上記の状況が２日以上続く場合には、帰国者・接触者相談センターに電話でご相談ください。

　・高齢者、妊婦

　・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方

　・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

♦帰国者・接触者相談センター（保健所地域保健課）

　電話番号：０５８－２５２－７１９１

　ＦＡＸ番号：０５８－２５２－０６３９

|  |
| --- |
| 〒500-8701　岐阜市今沢町18番地　岐阜市福祉部障がい福祉課指導係　担当：臼井TEL：058-214-2136(直通)　F A X：058-265-7613E-mail：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp |